

## 港湾法に基づく監督処分公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命ずる。

平成21年9月24日

石川県知事 谷本正憲

### 1 行うべき措置の内容

船舶の放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定(平成20年石川県告示第423号)により指定した区域(大野川航路周辺地区に限る。)に捨て、又は放置されている別表に掲げる船舶及び工作物の撤去

### 2 当該措置の実施

当該措置を行うべき者が、平成21年10月24日までに当該措置を行わないとときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

### 別表

区分	整理番号	種別	船舶検査済票番号	捨て、又は放置されている場所	備考
船舶	144	モーター・ボート	244-6617	清湖大橋左岸	

### 備考

整理番号は、石川県金沢港湾事務所が付した番号である。